（記載上の注意）

子会社等（法第58条の２第２項（法第96条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、子会社（法第11条の８第２項（法第96条１項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する子会社をいう。以下同じ。）、子法人等（第206条第１号に規定する子法人であるもの（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（第206条第２号に規定する関連法人等であるものをいう。以下同じ。）にわけて記載すること。ただし、重要性の乏しい子会社等については、その数のみを記載することに止めることができる。

⑵　（略）

９　（略）

（記載上の注意）

項目を掲げて記載すること。

第２～第４　（略）

第５　附属明細書

１～24　（略）

25　各事業の状況

（注）　（略）

⑴～⑽　（略）

⑾　指導事業

①　指導事業収支

（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

科目		予算額	決算額	差引増減
収入	⑴　指導事業賦課金			
	㈠　賦課金仮受金			
	⑵　繰入教育情報資金			
	⑶　受入漁業料			
	⑷　保全活動負担金			
	⑸　漁場管理等受入金			
	⑹　指導事業補助金			
	⑺　指導事業助成金			
	⑻　共済保険手数料			
	⑼　指導事業雑収入			
	（収入合計）	（　　）	（　　）	（　　）
	⑴　教育情報費			
	⑵　繁殖保護費			

（記載上の注意）

子会社等（法第58条の２第２項（法第96条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、子会社（法第11条の６第２項（法第96条１項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する子会社をいう。以下同じ。）、子法人等（第206条第１号に規定する子法人であるもの（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（第206条第２号に規定する関連法人等であるものをいう。以下同じ。）にわけて記載すること。ただし、重要性の乏しい子会社等については、その数のみを記載することに止めることができる。

⑵　（略）

９　（略）

（記載上の注意）

項目を掲げて記載すること。

第２～第４　（略）

第５　附属明細書

１～24　（略）

25　各事業の状況

（注）　（略）

⑴～⑽　（略）

⑾　指導事業

①　指導事業収支

（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

科目		予算額	決算額	差引増減
収入	⑴　指導事業賦課金			
	㈠　賦課金仮受金			
	⑵　繰入教育情報資金			
	⑶　受入漁業料			
	（新設）			
	（新設）			
	⑷　指導事業補助金			
	⑸　指導事業助成金			
	⑹　共済保険手数料			
	⑺　指導事業雑収入			
	（収入合計）	（　　）	（　　）	（　　）
	⑴　教育情報費			
	⑵　繁殖保護費			